

資料 1

令和 8 年度の検討趣旨等について（案）

令和 8 年 9 月 1 6 日
消 防 庁 予 防 課

趣旨

1 規制改革実施計画の閣議決定

規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）においては、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（令和4年12月21日デジタル臨時行政調査会決定）に基づき、「定期検査・点検規制」をデジタル技術を活用できるよう見直すこととされている。

火災予防分野における技術カタログ（令和6年9月10日付け消防予第423号）への掲載

令和5年度予防行政のあり方に関する検討会において検討を行い、新たな点検技術を柔軟に取り入れられるよう点検要領を改正（令和5年10月6日付け消防予第568号）。

学識経験者等で構成された火災予防分野における点検技術評価会議において、点検基準に適合し現行の点検方法に代えられと認められた技術については、新たな点検方法として**技術カタログに掲載することとした**。

2 国家戦略特区における福岡市からの要望

消防用設備等の点検について、目視による点検の代替として、カメラの活用等による遠隔での点検も運用上可能であるが、福岡市から、使用可能なカメラ等の性能を明らかにし、消防庁ホームページ上の技術カタログに掲載されていなくても、消防設備士や消防設備点検資格者において遠隔での点検を実施できるようにすることが要望されている。

対応の方向性（令和8年7月9日開催国家戦略特別区域諮問会議）

- 新たな技術等を用いた点検方法に関して、技術カタログに掲載されていなくても、従来の点検方法と同等の効果がある場合には、活用可能であることを明確化する。
- 目視の代替として、カメラを活用した遠隔での点検を可能とする条件等について検討する。

3 消防におけるデジタル技術の導入に向けた規制緩和

R8.3.27 福岡市報道発表資料

点検業務の効率化に向けた規制緩和を提案！

現状

- 消防設備の点検は、法令により、**目視点検**が基本とされている。
- 国の制度において、目視点検の代替として、デジタル技術を活用した**遠隔での点検**を新たに可能としている。

課題

- 遠隔点検で使用可能な機器は、**性能基準が明らかにされないまま、国の認定を受けたものに限定されており**、事業者は、開発や販売ができない。

【消防設備の新たな点検技術】

ところが...

ちなみに、橋・トンネルの点検では国の認定は不要！

提案

国が性能基準を明らかにし、基準を満たす機器であれば、**遠隔点検での使用を可能とする。**（消防法等の緩和）

検討テーマ

国家戦略特区の要望を踏まえ、消火器、自動火災報知設備などの消防用設備等の外観点検において、ライブカメラを用いて遠隔地から点検を行う際に、当該カメラに求められる性能や要件の検討を行う。

検討事項

1 消防用設備等の点検を適切に行うために必要なライブカメラの要求性能は何か

○消火器、自動火災報知設備などの消防用設備等の外観点検（破損の有無など）について、目視の代替として活用するカメラに求められる評価項目・要求水準等（画素数、画角等）について、実験により検証する。

2 円滑に点検作業を進めるために必要な補助機材や通信環境は何か

○点検を補助する機材（ライト等）や必要な通信環境の要件についても、実験により検証する。

従来

直接、目視による点検を実施



消火器、
自動火災報知設備
等の消防設備

【検討イメージ】

消防設備の状態をカメラ等により遠隔から確認し、外観点検（目視）を検証



趣旨

消防用設備の点検については、不特定多数の方が利用するなどの一定の防火対象物（※１）では、有資格者（※２）が点検を実施する必要があるが、現行の運用においては、有資格者以外の点検補助員（無資格者）の作業は資材搬送や足場固定に限定されている。

今回検討するライブカメラによる遠隔点検では、点検補助員が消防用設備等の状態を撮影するなどの点検の補助業務を行うことが想定されている。そのため、有資格者の指示下における点検補助者の作業範囲の拡大の可能性の検討を行う。

（※１）延べ面積1000㎡以上の特定用途防火対象物（百貨店等）や特定一階段等防火対象物（ペンシルビル等）等

（※２）消防設備士・消防設備点検資格者

検討テーマ

有資格者のライブカメラを用いた指示下において、点検補助員（無資格者）が行うことができる補助作業の範囲や要件について検討する。なお、ライブカメラによらず現場で有資格者が立ち会う場合も同様に整理できると考えられることから併せて検討を行う。

検討事項

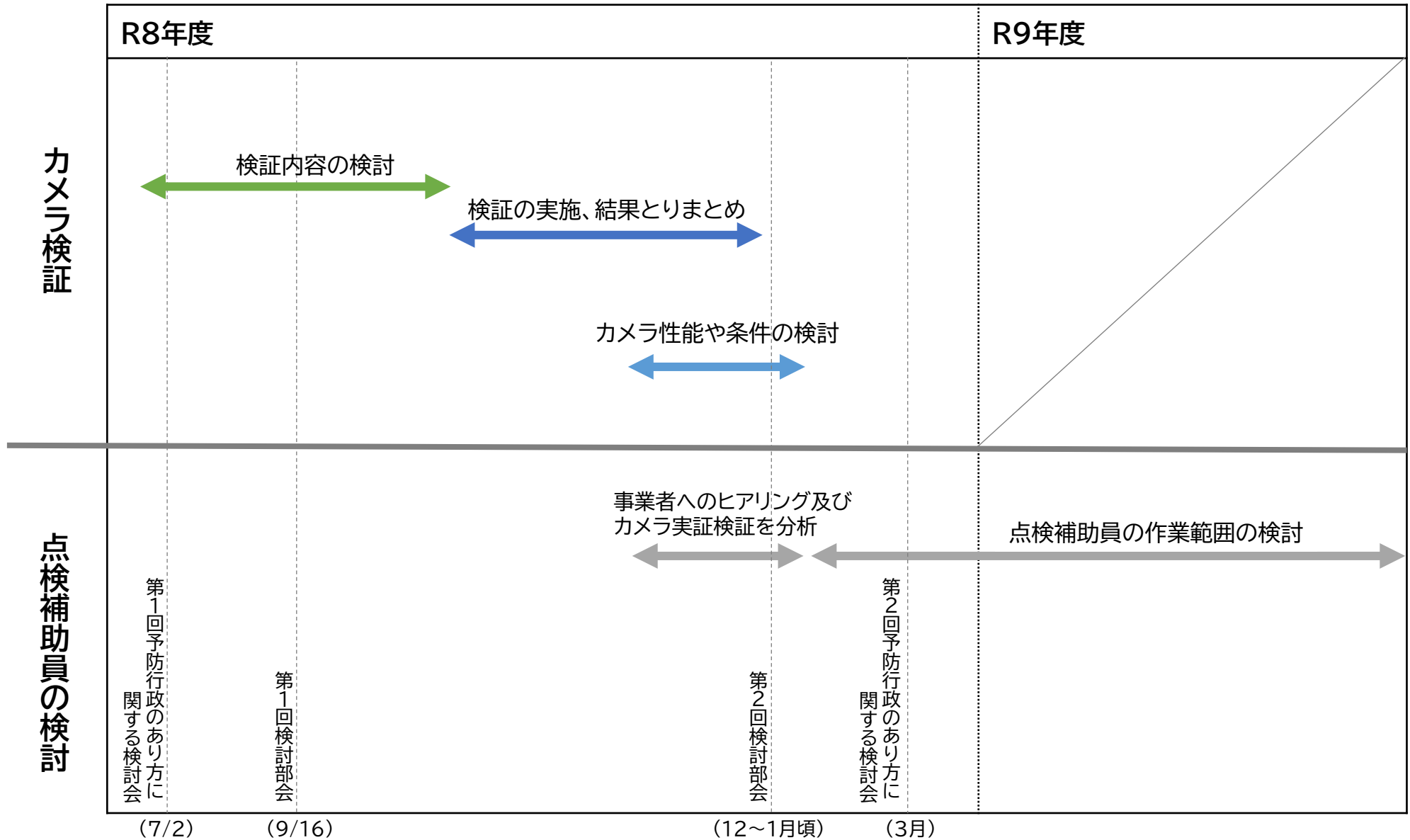
適切に点検を行うため、点検補助員の作業範囲はどこまでか？ 補助員に求めるスキルや知識は何か？

○有資格者からの指示の下、無資格者の作業範囲を検討する。

○点検補助員の作業範囲に応じて、補助員に求める消防用設備等に関するスキルや知識の程度など条件を検討する。

事業者へのヒアリングやカメラの実証検証を踏まえ、次回以降に検討予定

検討スケジュール



(参考) 点検のデジタル化に向けた取組と「火災予防分野における技術カタログ」の作成

点検要領（通知）の改正

政府の規制改革実施計画などにおいて、現行の点検方法の技術代替が可能な場合には、規制上明確化することとされたことを踏まえ、令和5年度予防行政のあり方に関する検討会において検討を行い、消防用設備等点検、防火対象物点検、防災管理対象物点検について、**新たな点検技術を柔軟に取り入れられる点検要領（点検方法を定めた通知）を改正した**（令和5年10月6日付け消防予第568号）。

火災予防分野における技術カタログ（令和6年9月10日付け消防予第423号）への掲載

各種点検に係る新たな技術を公募し、学識経験者等で構成された火災予防分野における点検技術評価会議（第1回：令和6年3月25日、第2回：令和7年3月17日）にて、点検基準に対する適合性の評価を実施した。

当該会議において**点検基準に適合し現行の点検方法に代えられと認められた技術については、新たな点検方法として技術カタログに掲載した。**

また、今後も随時、新たな技術を取り入れるため、継続的に評価会議で公募技術の評価を実施し技術カタログを追加更新していく。

なお、技術カタログについては、総務省消防庁ホームページに掲載するとともに、各消防本部及び関係団体に通知し、広く周知を図る。

技術カタログ掲載までの流れ（イメージ）

